

# クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日策定

令和2年9月18日改定

令和2年12月1日改定

令和3年10月21日改定

令和4年5月16日改定

クラシック音楽公演運営推進協議会

## 1 はじめに

新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。

発生から二年余を経過した今も尚、デルタ株やオミクロン株等の変異株の拡大により、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除される等、依然として厳しい状況が続いており、これまでの感染防止策等を見直す必要があります。

本ガイドラインは、国の方針を踏まえ、第一弾として策定された劇場・音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、クラシック音楽公演の活動再開に向けたガイドラインとして実施すべき基本的事項を整理したものです。引き続き、一定の感染が続くことを踏まえ、適切な感染防止対策を図りつつ、クラシック音楽の持つ力が心豊かな社会の実現につながる事を願い、その使命と社会的役割を認識する必要があります。

## 2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。

策定にあたっては、公益社団法人全国公立文化施設協会が策定した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の内容を踏まえた上で、公演主催者として、クラシック音楽公演に特化した公演実施手順に則して実施すべき項目を検討するとともに、舞台上におけるクラシック音楽公演の公演形態等も検討し、その特徴を反映したものを本ガイドラインに項目として加えました。

公演主催者は対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、以下の項目に示す「感染防止のための基本的な考え方」、「公演主催者が講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、文化芸術の社会的役割を継続的に果たすことが求められています。

公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるか

を踏まえた慎重な判断を行うとともに、実施にあたっては、公演主催者、施設管理者、出演者、楽団等については関わる出演者とスタッフ、公演実施に関わる舞台スタッフ、運営に関するすべてのスタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対しての相互理解を強く望みます。

公演等の開催に当たって、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、本ガイドラインに基づく取り組みを行う旨ウェブサイト等で公表する必要があります。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や集団感染（クラスター）の発生状況、専門家の知見を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものといえます。

### 3 感染防止のための基本的な考え方

公演主催者は、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県の対応に基づいて開催の可否を検討する。その上で、会場の規模や特性、公演の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設設置者、施設管理者、公演出演者、スタッフ等と協力して新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

クラシック音楽公演の特徴として、歌唱や吹奏楽器の演奏といった、感染を拡散するリスクを必ずしも排除しきれない行動が、演奏上又は表現上の理由により不可欠であることが挙げられます。

また、公演自体はもとより、練習・稽古等の段階やリハーサル、公演前後の控室・楽屋等においても、公演関係者間で感染を拡散するリスクがあることから、感染対策を徹底して行う必要があることも十分に認識するとともに、公演活動に従事する者の感染リスク及び重症化リスクを減らすため、ワクチン接種を強く推奨し、接種に向けた環境を整備する必要があります。

一方で、会場となるコンサートホールは、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能な事や、公演中は、お客様がステージの一方方向を向いて、言葉を発する事なく、客席で静かに鑑賞するという、静謐なスタイルが特徴です。

これらの特徴等も踏まえて以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱します。

## 4 公演主催者が講じるべき具体的な対策

### 第1章 ご来場いただくお客様の感染防止

#### 1. 施設管理者との調整

公演主催者は施設管理者と国や各自治体の発している収容率等の方針のもと、感染防止対策について事前に調整する。下記のような感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。尚、感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図られるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

(1) 手洗い・手指の消毒を徹底するとともに、入場口付近及び各所に手指消毒剤を設置し、使

用を促す。なお、消毒方法は、厚生労働省ホームページを参照のうえ、当該場所に最適な方法を取るようにする必要がある。（以下、消毒に関する記載において同じ。）

- (2) 非接触型の体温計やサーモグラフィ等を配備し、利用を案内するスタッフを配置する。
- (3) マスクを忘れたお客様及び出演者等に対して配布や販売可能な適切なマスク（不織布マスクを推奨する）を準備する。
- (4) マスク未着用や大声を出されるお客様には個別に注意するスタッフを配置し、スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。
- (5) 接客や対面での案内を行うスタッフには、お客様と十分な間隔（概ね 1m 以上）を取るとともに、マスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。
- (6) 対面販売を行うブース等には、換気に注意をしたうえで透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- (7) お客様が並び可能性がある場所に、十分な間隔（最低 1 m）を確保することを求める案内を掲示する。
- (8) トイレについては、不特定多数が触れる場所は定期的かつこまめな清掃・消毒を行い、ペーパータオルの設置を推奨する。
- (9) 不特定多数の人が触れる箇所（扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、エスカレーターのベルト、テーブル、椅子等）は、定期的かつこまめに消毒する。
- (10) ホール内でお客様が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施し、入場時や休憩時は扉等を解放し外気を取り入れる等、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行い換気量（20 m<sup>3</sup>/時以上）を保持できるように努める。
- (11) 体調を崩されたお客様を案内する為、換気の良い救護室を確保し、案内者を特定しておく。使用した際は適切な消毒手当を施す。平熱と比べて高い発熱、咳、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合に、直ちに医療機関を受診できるよう、紹介する医療機関を特定しておく。
- (12) 接触感染アプリ（COCOA）（自治体独自の通知アプリ、QR コードを活用したシステムを含む）について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載することにより利用を促す。
- (13) 高齢者や既往歴のある方など重症化リスクの高い入場者については、慎重な対応を行っていただくよう、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト等により注意喚起を促す。

## 2. 感染防止対策の周知

お客様に以下を徹底いただくと共に、出演者と接する入り待ちや出待ち、プレゼントや花束等については控えていただくよう予め周知する。

- (1) 感染防止のための公演主催者からの要請事項を守る。
- (2) 会場における「3密」を避ける。
- (3) 会場内では適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい常時着用を徹底しお客様同士の接触は控え、会話は必要最低限に留め、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。
- (4) こまめな手指消毒又は手洗いを行う。接触感染防止のため不用意に自分の目・鼻・口を触

らない。

- (5) 来場前に検温し、次の条件に該当する方は入場できないことを周知する。その際、チケット代金の払い戻し等の条件については、発売前に告知する等、お客様に対し来場を控えていただくケースを事前に十分周知する。
- ① 検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。
  - ② 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である。
  - ④ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)（自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）について公演チラシ、公演主催者及び施設管理者のウェブサイト、公演当日の会場等に掲載し、来場者に利用を促す。接触確認アプリを機能させるため、電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすることを推奨する。
- (7) 交通機関の分散利用や、公演前後の飲食・会合の抑制等、公演開催地の自治体の方針に従って注意喚起する。

### 3. チケット販売と発券

チケットの販売と発券は、接触を抑制する観点から、可能な限り以下のように行う。その際お客様から氏名及び緊急連絡先の把握に努めるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事、又、前項2(5)に記載の入場制限とそれに伴うチケット代金の払い戻し等の条件について周知する。

- (1) チケットは事前にご購入いただき、当日にご持参いただく。可能な範囲で、オンラインチケットやキャッシュレス決済をお奨めし、ご利用いただく。
- (2) チケット販売の窓口スタッフに適切なマスク、必要に応じて手袋も使用させる。
- (3) 対面でチケット販売を行う場合は、換気に配慮したうえで透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。
- (4) 当日券を購入する際は、チケット売場で前の人と十分な間隔（最低1m）を空けて整列していただくよう、足元などにサイン等を示す。
- (5) 不特定多数の人が触れる箇所を定期的かつこまめに消毒するよう、チケット販売窓口スタッフに周知徹底する。
- (6) チケット販売窓口スタッフに、入退室の前後は手指の消毒、手洗いを丁寧に行うことを周知徹底する。

### 4. 入場時の対応

入場時における接触を抑制する観点から、時間差入場を導入する等の対策を講じた上で、以下のように行う。

- (1) 会場に入場するお客様が密集することを避けるため、段階的に入場を行う。

- (2) 入場するお客様に、十分な間隔（最低1m）を確保することを求める案内を掲示する。
- (3) 入場の際に、お客様に検温のご協力をお願いする。平熱と比べて高い熱が確認された際には入場をお断りすること等を事前に周知する。
- (4) 入場時のチケット半券のもぎりは、入口の滞留状況等を想定し、簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は可能であれば目視で確認）するか、係員のこまめな手指消毒（若しくは手袋着用）の徹底かを検討する。
- (5) 入場時マスクを着用していないお客様には個別に注意し、施設内でのマスクの正しい常時着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。
- (6) 入場後は、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。
- (7) 原則として、プログラムの手渡しは行わず所定の場所からお客様ご自身で取っていただくようにする。可能な範囲で、オンラインによる配布をお奨めする。
- (8) オペラグラス等の貸し出しは十分な消毒を行う。消毒が行えない場合は貸し出しをしない。
- (9) チケットもぎりのスタッフにマスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋も使用させる。
- (10) クロークスタッフにマスクを正しく常時着用させ、必要に応じて手袋を着用させる。可能であれば、利用者を最小限とすることを周知する。
- (11) お客様に出演者の入待ちを極力控えていただき、プレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。

## 5. 客席

客席は、感染状況を踏まえながら、公演中の接触をできるだけ避ける観点から、当面は以下の対策を講じる。

- (1) 来場者の配席についてはできるだけ指定席とするなど、感染者が発生した場合に速やかに対応できるよう備える。
- (2) 座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(2)を参照のうえ適切な対策を取る。
- (3) 国の事務連絡や各都道府県の要請を前提とし、地域の感染の収束状況、公演の形態・内容、上演時間、観客層等を踏まえつつ、来場者による大声での歓声や・声援等がないことを前提とした公演である場合、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数とすることができる。
- (4) ブラボー等の大声での声援は行わない事を徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。大声を出すお客様がいた場合、個別に注意等を行う。スタッフの指示に従わないお客様にはご退場いただくよう要請する。

## 6. 開場時、休憩時間における対応

開場時や休憩時間は、接触を控える観点から、十分な休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用するよう周知し、以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

- (1) 開場時及び休憩時間

- ・ マスクの正しい常時着用について注意喚起・徹底する。会話は必要最低限に留め、自席で静かに過ごすよう周知する。
- ・ ロビーやホワイエでは十分な間隔（最低1m）を確保し、会話は必要最低限に留めるように周知する。
- ・ 不特定多数の人が触れる場所を触れた場合には手洗い又は手指の消毒を周知する。
- ・ お客様ご自身の手で不用意に目・鼻・口等を触らないよう周知する。
- ・ ホワイエやロビー等の飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では飲食をしないよう周知する。また、客席での食事は、長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛いただくことを徹底する。
- ・ トイレでは、十分な間隔（最低1m）を空けて整列するよう周知する。

## (2) 飲食を提供する場

飲食を提供する場合は、接触を控える観点から以下のように対策を徹底する。

- ・ 飲食を提供する場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知する。
- ・ 飲食を提供する場合は、家族等の同一グループと他のグループとの距離が十分な間隔（概ね1m以上）となるよう座席を配置する。
- ・ 飲食時に会話をする場合はマスクを必ず正しく着用するよう周知する。
- ・ 現金の取り扱いをできるだけ避けるため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 休憩時間にロビーやホワイエでは飲食を共有しないよう周知する。
- ・ 使い捨ての紙皿や紙コップの使用を推奨する。
- ・ 飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、お持ち帰りいただくことを推奨する。
- ・ お薬の服用や水分補給のための飲料水は持参いただくよう周知する。
- ・ 酒類を提供する場合は過度な飲酒の自粛を呼びかける。酒類提供は特定都道府県の会場では自粛。まん延防止等重点措置地域では上記感染防止策を講じた上で提供可だが、感染拡大地域における国の目安に留意する。その他の地域については飲食時間の短縮・限定により提供時間を制限する。

## 7. 公演終了後の対応

全公演が終了した後の対応については、接触を抑制する観点から、時間差退場を導入する等、可能な限り以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

### (1) 退場時について

- ・ 公演終了後の退場に際して、会場の扉を全て解放する等、複数の退場路を設定し十分な間隔（最低1m）が確保出来るよう周知する。
- ・ お客様の密集を防ぐため、アンコール曲は会場内に掲示せずウェブサイトで周知する。
- ・ お客様に楽屋訪問や出演者の出待ちを極力控えるよう周知する。

### (2) 物品販売

物品販売を行う場合は、接触を控える観点から以下のように行う。また、適切な対応を行うための人員の配置など、体制を整備する。

- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場が混雑しないよう入場制限を行うことを周知

する。

- ・ パンフレット、グッズ等の販売を行う場合は、十分な間隔（最低1m）をあけて整列するよう周知する。
- ・ 現金の取り扱いをできるだけ減らすために、オンライン販売、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ スタッフがマスク、必要に応じて手袋を着用することを周知する。
- ・ 対面販売の場合、換気に注意をしたうえで透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。
- ・ 不特定多数の人が触れるサンプル品・見本は置かないようスタッフに周知する。
- ・ ユニフォーム、衣服はこまめに洗濯することをスタッフに周知する。

### (3) サイン会等

- ・ 感染防止の為にサイン会を実施しない場合は周知する。実施する場合は手指消毒、正しいマスクの着用等感染対策に十分留意する。
- ・ 楽屋口等での出待ちは極力控えるよう周知する。
- ・ 出演者へのプレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。

## 8. 当日、感染が疑われる人が出たときの対応

公演中に体調を崩されたお客様がいた場合は、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 速やかに救護室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ発熱者との接触を避けて対応する。
- (3) 速やかに、あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整えるとともに、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。
- (5) スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように1か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。

## 第2章 出演者・スタッフの感染防止

### 1. 基本的な感染予防対策

日常生活において出演者及びスタッフ等の感染予防対策として、以下のことを徹底する。また、これらの対策については、本人のみならず、その同居する家族等についても重要であることを周知する。なお、事務所等の執務環境における感染防止策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会 [https://www.zenkoubun.jp/covid\\_19/](https://www.zenkoubun.jp/covid_19/)）を参照のこと。

- (1) 適切なマスクを鼻にフィットさせた正しい着用を徹底するとともに、マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。
- (2) 小さな節目ごとに、手指消毒又は手洗いを丁寧に行う。

- (3) 日々、十分な睡眠を取り、水分を摂取することをはじめ、健康管理に努める。
- (4) 日常生活において、感染リスクの高い場所への出入りは控え自己隔離に努める。
- (5) ステージ衣装やスタッフ衣装等はこまめに洗濯する。
- (6) 楽器・楽譜を取り扱う者は手指消毒又は手洗い等日常的な感染防止対策に努める。
- (7) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)（自治体独自の通知アプリ、QRコードを活用したシステムを含む）の利用を促す。
- (8) 自宅で定期的な検温を行い記録し、一週間毎に公演主催者又は所属事務所等に提出して確認を受ける。
- (9) 次のいずれかの症状又は事象がある出演者及びスタッフは自宅待機とし、適切なタイミングでのPCR検査の受診を促し、医師又は関係機関に相談し、その判断に基づき、主催者は公演参加の可否を決定する。
  - ・ 検温の結果、平熱と比べて高い発熱がある。
  - ・ 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、下痢、嘔気・嘔吐の症状があった。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である、又は濃厚接触者になる可能性がある。
  - ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。
- (10) 出演者・スタッフが職場・稽古場・公演会場等にて体調不良等を訴えた場合に備え、業態・雇用形態上、抗原簡易キットの導入が可能な事業所においては、抗原簡易キットでの検査を促し、検査陽性の場合には、PCR検査の受診を促し、さらに濃厚接触の可能性のある者にも検査を促す等の対応を検討する。  
 なお、抗原簡易キットの準備にあたっては、令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」（以下）を参照のこと。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- (11) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国に関する水際措置に従う。

## 2. 練習・稽古における感染予防対策

公演主催者は、練習・稽古の段階から感染対策を徹底して行う必要があることを周知し、以下のことを徹底する。

- (1) 同時に多くの人々が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- (2) 練習場・稽古場等は、原則として常時換気を行う。
- (3) 声楽・合唱の練習中は、公演での対応に準じて適切な対人距離を確保する。
- (4) こまめな手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 機器や手すり・ドアノブ等の特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行う。



### 3. 関係者との連携体制の構築

感染リスクをできるだけ避けるため、スタッフの人数は必要最小限に留め、関係者との連携体制を構築する。

- (1) 公演に関わる関係者を事前に把握し緊急連絡先を確認する。
- (2) 公演主催者は施設管理者と綿密に連携を図る。
- (3) 少なくとも次のような関係者とは、事前に感染予防について対策を確認・調整・共有をする。
  - ・ 施設管理者
    - ① 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演や来場者の範囲が全国に及ぶ公演については、リスクが異なる事に注意し各都道府県の対応に基づき開催の可否を概ね一ヶ月前までに検討。
    - ② ホール内でお客様が通常入るすべてのエリアで常時換気の実施（トイレや控室・楽屋も含めて）
    - ③ 当日体調を崩された出演者・スタッフを案内する別室の確保
    - ④ 緊急時の対応 など
  - ・ 会場内の飲食店
    - ① 当日の出席人数
    - ② 感染リスクを避けるための対策 など
  - ・ 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者
    - ① 取扱者の特定
    - ② マイクロフォンなど複数名が使用する機材の消毒
    - ③ ピアノ等会場備付の楽器の消毒
    - ④ 感染リスクを避けるための対策 など
  - ・ 会場内の清掃担当者
    - ① 公演日以外および公演当日の清掃・消毒内容
    - ② 消毒液の設置場所
    - ③ ごみ回収スタッフの感染予防対策（マスクや手袋の正しい着用、回収後の手洗い・手指消毒） など
  - ・ 保健所
    - ① 公演会場のある地域における保健所の連絡先 など

### 4. 当日の会場入りの際の対策

公演当日及びリハーサル当日、会場入りする際は、出演者・スタッフは次のようなことを徹底する。

- (1) 公演当日及びリハーサル当日は会場入りする前に自宅等で検温し、平熱と比べて高い発熱がある場合、及び体調不良の症状(咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状がある場合)があった場合は自宅待機とし、受診を促し公演主催者の指示を受ける。
- (2) 適切なマスクの正しい着用を徹底し、マスク着用下においても咳をする時には腕で口顔を

覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会場入りに際しマスクを着用していない出演者・スタッフには、施設内では原則としてマスクの着用を求め、配布や販売できる適切なマスクを準備する。

- (3) 記録した検温結果を公演主催者に報告する。
- (4) 会場入りしたらまず手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 控室、楽屋では、十分な間隔（最低 1m）を保つ。

## 5. 演目・プログラムの対策

演目・プログラムの選定は、会場のある自治体の感染状況や各都道府県の発している方針を踏まえて検討する。又、公演内容での感染リスクを避ける観点から、可能な限り次の点について考慮する。

- (1) 公演主催者は感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえて演目・プログラムを検討するよう努める。
- (2) 公演形態における感染予防対策は以下の項目を検討する。
  - ・ 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)
    - ①ソロやデュオ～室内楽では、すべての演奏者は十分な間隔（最低 1m）を保持する。
    - ②舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、舞台前方で管楽器の演奏を行う場合は最低でも演奏位置から水平距離で 2m 以上の距離を置くよう努める。それが困難な場合は、アクリル遮蔽板の設置などの同等の効果をもつ措置を実施する。
    - ③舞台上に多くの演奏者が出演する吹奏楽、オーケストラ等の場合は以下の点に留意する。
      - ・ 指揮者は演奏者との距離を 2m 以上確保する。
      - ・ トランペット・トロンボーンは前方の演奏者との距離を最低でも 1.5m（可能な限り 2m）を確保する。
      - ・ 演奏上または表現上の理由により演奏者間を従来の間隔で演奏する場合は、舞台上の換気の確保により一層留意する、練習時に換気に注意をしたうえで楽器用マスクやアクリル遮蔽板を使用する、リードを単体で吹いたり水抜きの際は布などで飛沫飛散を防ぐ、など複数の手法を組み合わせることで感染リスクを下げるよう努める。なお水抜きの布などは適切に消毒しビニール袋に入れ密閉して持ち帰る。
    - ④ 指揮者・演奏者は舞台上で会話をする際はマスクを正しく着用する、もしくは、2m以上の距離を確保する。
  - ・ 声楽
    - ①歌唱位置から客席最前列までの距離について、水平距離で最低でも 3m 以上の距離を置く。これらが困難な場合には、換気に注意をしたうえでアクリル遮蔽板の設置などの措置を講ずる。

②複数の歌手が出演する公演では、すべての歌手は最低でも1m以上の距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルや、激しい体の動きを伴ったり移動しながら歌ったりする演出は避ける。

③合唱が出演する公演では、歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状<sup>※1</sup>となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの正しい着用等と、それらに応じた適切な対人距離<sup>※2</sup>を確保するなどの同等の効果をもつ措置を講ずる。

※1 結果として、歌手間の距離は、概ね前後2m、左右1mとなる。

※2 歌手間の距離は、マスク着用の場合は概ね前後1m、左右50cm、フェイスシールド又はマウスシールド着用の場合は概ね前後1m、左右1mとする必要がある。

④声楽に伴う飛沫の飛散は、舞台上の換気の状態や湿度・温度等によりリスクが高まる可能性があることを十分に認識し、適切な換気<sup>※3</sup>を行うとともに、医療の専門家の助言を受けて、総合的な対策を講ずるよう努める。

※3 二酸化炭素濃度1,000ppm以下を維持することが見込まれ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準の維持が確認できること（機械換気設備による換気量が30 m<sup>3</sup>/時以上に設定されており、当該換気量が実際に確保されている場合はこの限りではない。）。

#### ・ オペラ等の総合舞台芸術

①オペラ等の大規模公演については、上記の器楽の対策及び声楽の対策を基本とし、演出上の工夫（歌手間の距離や歌唱方向、装置や衣装の工夫等）や舞台上の換気の確保に一層留意するなど、複数の手法を組み合わせる総合的な感染対策を講ずる。

## 6. リハーサル、公演時の舞台上での対策

舞台上では接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- (1) リハーサル中は、演奏者・スタッフは会話をする場合には適切なマスクを正しく着用する。マスク着用下においても咳をする時には腕で口を覆うまたは下を向く等の咳エチケットも実践する。会話する際はマスクを着用していなければ十分な距離を確保する。
- (2) 舞台上への楽器、椅子及び譜面台等備品の搬入、セッティング及び搬出時、又、譜面台への楽譜のセッティング、回収の際は、特定の人が担当し手袋を着用する等不特定多数が触れないようにする。
- (3) 舞台上の椅子や譜面台はこまめに消毒する。
- (4) 搬入、セッティング、搬出に際して、十分な時間を設定するなどし、十分な感染対策を講じる。
- (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5.（2）を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。
- (6) 管楽器の結露は床に直接落とさず布、紙などに吸収させ演奏者自らが指定の場所に捨てる。

## 7. 舞台裏、控室・楽屋等での対策

舞台裏、控室・楽屋等の利用については不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的かつこまめに行うと共に原則として常時換気を行い、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行うと共に、扉や窓等を解放し外気を取り入れる等、実効的な換気量（20 m<sup>3</sup>/時以上）を保持できるように努める他、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- (1) 同時に多くの人々が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- (2) 消毒液などを設置する。
- (3) 舞台裏、控室・楽屋では、適切なマスクの正しい常時着用を徹底する。
- (4) 食事の前、トイレの後、結露水や唾液・飛沫が付着していると考えられる部位に触れた後、目・鼻・口に触れる前は、手洗い、手指の消毒をする。
- (5) 控室や楽屋で飲食をとる際は、十分な距離（最低 1m）を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を徹底する。
- (6) 飲料水は持参するよう周知する。
- (7) 使い捨ての紙皿や紙コップを使用する。
- (8) 飲食後のごみはビニール袋に入れて密閉して縛り、持ち帰りとすることを推奨する。
- (9) トイレでは、十分な間隔（最低限 1 m）を空けて整列するよう周知する。

## 8. 出演者やスタッフで感染が疑われる人が出たときの対応

公演中又はリハーサル中に感染が疑われる人が出た場合、以下のように行い、適切に対応できるように心掛ける。

- (1) 体調不良者に適切なマスクを正しく着用させ、速やかに別室へ案内し、隔離する。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用のうえ対応する。
- (3) 速やかに、あらかじめ特定しておいた医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (4) 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- (5) スタッフによって取得した個人情報の名簿は、漏洩することがないように 1 か月以上を目安に適切に管理・保存の上、適切に破棄する。

## 9. 公演終了後の対応

公演終了後は、次のように行う。

- (1) 来場者と接触するような行動は極力控える。
- (2) サイン会やお客様からのプレゼントや花束等の受領は極力控える。
- (3) 舞台裏、控室や楽屋には長居せず、速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心掛ける。
- (4) 公演後の関係者等による会食等は、公演開催地の都道府県の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意するよう促す。

本ガイドラインの策定にあたりましては、政府及び専門家の助言を経て策定したものです。

以上